

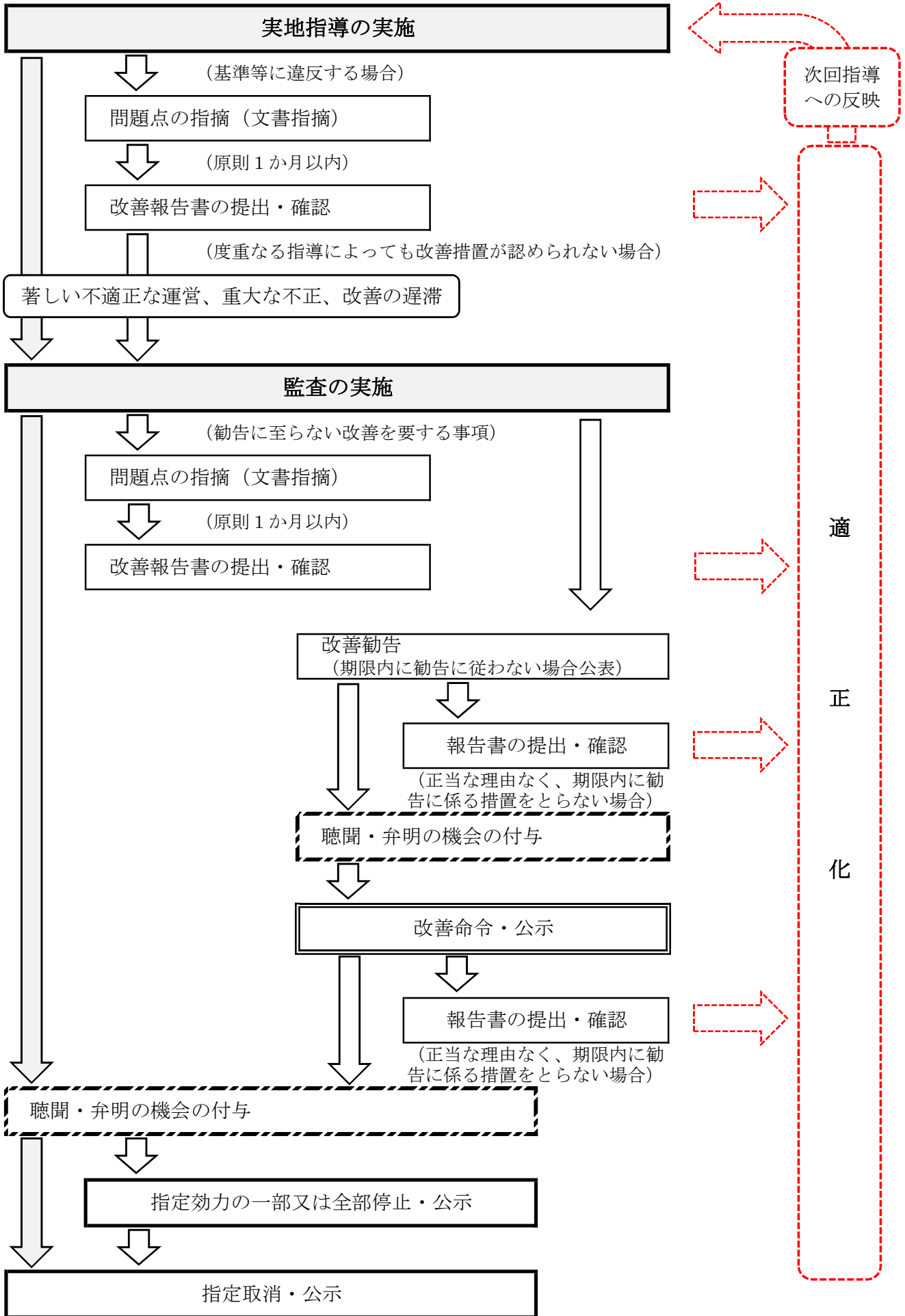
令和2年度 第2回  
介護保険集団指導

令和2年10月21日  
豊島区保健福祉部介護保険課  
事業者指導・監査グループ

## 目 次

1. 指導・監査の流れ	1 P
2. 実地指導の結果	2 P
3. 豊島区介護サービス事業者等指導及び監査実施要綱	6 P
4. 令和2年度豊島区介護サービス事業者等に関する 指導実施方針・実施計画	16 P

# 指導・監査の流れ



※ 上記の流れは概要を示したもので、各法により詳細は異なります。  
 ※ 明かな不正・違反が認められる場合は、実地指導を経ずに監査から実施する場合があります。

# 福祉用具貸与に対する実地指導の結果

## ア. 実施状況

(単位：事業所)

年度	対象数(a)	実地指導数(b)	うち文書指摘数(c)	実施率(b/a)
平成29年度	19	4	4	21.1%
平成30年度	19	3	3	15.8%
平成31年度	15	5	5	33.3%

## イ. 主な指摘事項

### (ア) 根拠別文書指摘内容の内訳

指摘内容	根拠法令等	平成29年度 指摘数	平成30年度 指摘数	平成31年度 指摘数(d)	割合(d/c)
管理者の責務について	条例第51条第1項 要領第3の2の3(1)	0	0	1	20.0%
内容及び手続の説明及び同意について	条例第12条第1項 要領第3の1の3(6)	0	0	1	20.0%
居宅サービス計画に沿ったサービスの提供について	条例第20条	0	0	1	20.0%
サービスの提供の記録について	条例第23条第2項 要領第3の1の3(14)②	3	2	4	80.0%
指定福祉用具貸与の具体的取扱方針について	条例第255条第1号 要領第3の11の3(4)①	0	0	2	40.0%
	条例第255条第2号 要領第3の11の3(4)①	1	1	2	40.0%
	条例第255条第5号 要領第3の11の3(4)④	0	0	1	20.0%
	条例第255条第6号 要領第3の11の3(4)⑤	0	0	2	40.0%
福祉用具貸与計画の作成について	条例第256条第1項 要領第3の11の3(4)⑥イロ	2	0	5	100.0%
	条例第256条第2項 要領第3の11の3(4)⑥ハ	3	0	2	40.0%
	第256条第3項 要領第3の11の3(4)⑥ニ	0	1	1	20.0%
	条例第256条第4項 要領第3の11の3(4)⑥三	1	1	3	60.0%
	条例第256条第5項 要領第3の11の3(4)⑥	1	0	3	60.0%
秘密保持について	条例第34条第3項 要領第3の1の3(22)③	0	1	1	20.0%
居宅条例及び予防条例の性格について	要領第1の2	2	0	2	40.0%
要介護1の者等に係る福祉用具貸与費について	告示別表11注4 老企第2の9	0	0	2	40.0%

### ※ 根拠法令等

「法」 介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）

「則」 介護保険法施行規則（平成11年3月31日厚生省令第36号）

「条例」 東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年10月11日東京都条例第111号）

「規則」 東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成24年10月11日東京都規則第141号）

「要領」 東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例及び東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行要領（平成25年3月29日24福保高介第1882号）

「告示」 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月10日厚生省告示第19号）

「老企」 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月1日老企第36号）

(イ) 具体的な指摘事項 (抜粋)

サービスの提供の記録について

<b>【条例第23条第2項】</b>
指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与を提供した際には、提供したサービスの具体的な内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合は、文書の交付その他適切な方法により、当該事項に係る情報を当該利用者に提供しなければならない。
<b>【要領第3の1の3(14)②】</b>
(14) サービスの提供の記録 ② 同条第2項は、当該指定福祉用具貸与の提供日、提供した具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況その他必要な事項を記録するとともに、サービス事業者間の密接な連携等を図るため、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならないこととしたものである。 また、「その他適切な方法」とは、例えば、利用者の用意する手帳等に記載するなどの方法である。 なお、提供した具体的なサービスの内容等の記録は、居宅条例第261条第2項の規定に基づき、2年間保存しなければならない。
具体的な指摘事項
◇ 利用者の心身の状況について、記録していませんでした。 ◇ 提供した具体的なサービスの内容等について、記録していませんでした。

指定福祉用具貸与の具体的な取扱方針について

<b>【条例第255条第1号】</b>
次条第1項に規定する福祉用具貸与計画に基づき、福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、利用者にも目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料、全国平均貸与価格等に関する情報を提供し、当該利用者から個別の福祉用具の貸与に係る同意を得ること。
<b>【要領第3の11の3(4)①】</b>
(4) 指定福祉用具貸与の具体的な取扱方針及び福祉用具貸与計画の作成 ① 居宅条例第255条は、指定福祉用具貸与に係る福祉用具専門相談員の業務の方針、手続を明確にしたものであり、福祉用具専門相談員は原則としてこれらの手続を自ら行う必要がある。なお、同条第四号の福祉用具の修理については、専門的な技術を有する者に行わせても差し支えないが、この場合にあっても、専門相談員が責任をもって修理後の点検を行うものとする。
具体的な指摘事項
◇ 福祉用具の全国平均貸与価格等に関する情報を提供しているか、確認できませんでした。 ◇ 利用者から個別の福祉用具の貸与に係る同意を得ているか、確認できませんでした。
<b>【条例第255条第2号】</b>
貸与する福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行うこと。
<b>【要領第3の11の3(4)①】</b>
(4) 指定福祉用具貸与の具体的な取扱方針及び福祉用具貸与計画の作成 ① 居宅条例第255条は、指定福祉用具貸与に係る福祉用具専門相談員の業務の方針、手続を明確にしたものであり、福祉用具専門相談員は原則としてこれらの手続を自ら行う必要がある。なお、同条第四号の福祉用具の修理については、専門的な技術を有する者に行わせても差し支えないが、この場合にあっても、専門相談員が責任をもって修理後の点検を行うものとする。
具体的な指摘事項
◇ 貸与する福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、適切な点検を行っているか、確認できませんでした。
<b>【条例第255条第6号】</b>
指定福祉用具貸与の提供に当たっては、同一種目における機能又は価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報を利用者に提供すること。
<b>【要領第3の11の3(4)⑤】</b>
同条第六号は、利用者が適切な福祉用具を選択するための情報の提供について規定したものであるが、その提供に当たっては、現在の利用者の心身の状況及びその置かれている環境等に照らして行うものとする。
具体的な指摘事項
◇ 同一種目における機能又は価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報を利用者に提供していませんでした。

福祉用具貸与計画の作成について

【条例第256条第1項】
<p>福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況、希望及び置かれている環境を踏まえ、指定福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的な指定福祉用具貸与の内容等を記載した福祉用具貸与計画(以下「福祉用具貸与計画」という。)を作成しなければならない。この場合において、当該利用者が、指定特定福祉用具販売を併せて利用するときは、第273条第1項に規定する特定福祉用具販売計画と一体のものとして作成しなければならない。</p>
【要領第3の11の3(4)⑥イロ】
<p>イ 居宅条例第256条第1項は、福祉用具専門相談員が利用者ごとに、福祉用具貸与計画を作成しなければならないこととしたものである。なお、指定特定福祉用具販売の利用がある場合は、指定福祉用具貸与と指定特定福祉用具販売に係る計画は、一体的作成すること。</p> <p>ロ 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画には、福祉用具の利用目標、具体的な福祉用具の機種、当該機種を選定した理由等を記載すること。その他、関係者間で共有すべき情報(福祉用具使用時の注意事項等)がある場合には、留意事項に記載すること。          なお、福祉用具貸与計画の様式については、各事業所ごとに定めるもので差し支えない。</p>
具体的な指摘事項
<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 福祉用具貸与計画の作成にあたり、利用者の心身の状況、希望及び置かれている環境が踏まえられていませんでした。</li> <li>◇ 福祉用具貸与計画の作成にあたり、利用者の心身の状況、希望及び置かれている環境について十分に把握されていませんでした。</li> <li>◇ 指定福祉用具貸与の提供にあたり、あらかじめ、福祉用具貸与計画を作成していませんでした。</li> </ul>
【条例第256条第2項】
<p>福祉用具貸与計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。</p>
【要領第3の11の3(4)⑥ハ】
<p>ハ 福祉用具貸与計画は、居宅サービス計画に沿って作成されなければならないこととしたものである。          なお、福祉用具貸与計画を作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、当該福祉用具貸与計画が居宅サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更するものとする。</p>
具体的な指摘事項
<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 福祉用具貸与計画が、居宅サービス計画の内容に沿って作成されていませんでした。</li> </ul>
【条例第256条第4項】
<p>福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画を作成した際には、当該福祉用具貸与計画を利用者及び当該利用者に係る介護支援専門員に交付しなければならない。</p>
【要領第3の11の3(4)⑥ニ】
<p>ニ 福祉用具貸与計画は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて作成されなければならないものであり、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障するため、福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成に当たっては、その内容等を説明した上で利用者の同意を得なければならず、また、当該福祉用具貸与計画を利用者及び当該利用者に係る介護支援専門員に交付しなければならない。          なお、福祉用具貸与計画は、居宅条例第261条第2項の規定に基づき、2年間保存しなければならない。</p>
具体的な指摘事項
<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 福祉用具貸与計画を作成した際に、当該福祉用具貸与計画を介護支援専門員に交付しているか、確認できませんでした。</li> </ul>
【条例第256条第5項】
<p>福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成後、当該福祉用具貸与計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該福祉用具貸与計画の変更を行うものとする。この場合においては、第1項から前項までの規定を準用する。</p>
具体的な指摘事項
<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 福祉用具貸与計画の実施状況の把握を行っていませんでした。</li> <li>◇ 福祉用具貸与計画の実施状況の把握が不十分でした。</li> </ul>

居宅条例及び予防条例の性格について

【要領第1の2】
<p>指定居宅サービス及び指定介護予防サービスの事業を行う者又は行おうとする者が満たすべき基準等を満たさない場合には、指定居宅サービス及び指定介護予防サービスの指定又は更新は受けられず、また、運営開始後、基準に違反することが明らかになった場合には、①相当の期間を定めて基準を遵守するよう勧告を行い、②相当の期間内に勧告に従わなかったときは、事業者名、勧告に至った経緯、当該勧告に対する対応等を公表し、③正当な理由が無く、当該勧告に係る措置を採らなかったときは、相当の期限を定めて当該勧告に係る措置を採るよう命令することができるものであること。</p>

【告示別表11注4】

要介護状態区分が要介護1である者に対して、厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具の種目(平成11年厚生省告示第93号)第1項に規定する車いす、同告示第2項に規定する車いす付属品、同告示第3項に規定する特殊寝台、同告示第4項に規定する特殊寝台付属品、同告示第5項に規定する床ずれ防止用具、同告示第6項に規定する体位変換器、同告示第11項に規定する認知症老人徘徊感知機器及び同告示第12項に規定する移動用リフトに係る指定福祉用具貸与を行った場合は、福祉用具貸与費は算定しない。また、要介護状態区分が要介護1、要介護2又は要介護3である者に対して、同告示第13項に規定する自動排泄処理装置(尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く。)に係る指定福祉用具貸与を行った場合は、福祉用具貸与費は算定しない。ただし、別に厚生労働大臣が定める者に対する場合については、この限りでない。

【老企第2の9(2)①】

① 算定の可否の判断基準

要介護1の者に係る指定福祉用具貸与費については、その状態像から見て使用が想定しにくい「車いす」、「車いす付属品」、「特殊寝台」、「特殊寝台付属品」、「床ずれ防止用具」、「体位変換器」、「認知症老人徘徊感知機器」、「移動用リフト(つり具の部分を除く。)」及び「自動排泄処理装置」(以下「対象外種目」という。)に対しては、原則として算定できない。また、「自動排泄処理装置(尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く。)」については、要介護1の者に加え、要介護2及び要介護3の者に対しては、原則として算定できない。しかしながら95号告示第二十五号のイで定める状態像に該当する者については、軽度者(要介護1の者をいう。ただし、自動排泄処理装置については、要介護1、要介護2及び要介護3の者をいう。以下(2)において同じ。)であっても、その状態像に応じて利用が想定される対象外種目について指定福祉用具貸与費の算定が可能であり、その判断については、次のとおりとする。

ア 原則として次の表の定めるところにより、「要介護認定等基準時間の推計の方法」(平成11年厚生省告示第91号)別表第1の調査票のうち基本調査の直近の結果(以下単に「基本調査の結果」という。)を用い、その要否を判断するものとする。

イ ただし、アの(二)「日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者」及びオの(三)「生活環境において段差の解消が必要と認められる者」については、該当する基本調査結果がないため、主治の医師から得た情報及び福祉用具専門相談員のほか軽度者の状態像について適切な助言が可能者が参加するサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより指定居宅介護支援事業者が判断することとなる。なお、この判断の見直しについては、居宅サービス計画に記載された必要な理由を見直す頻度(必要に応じて随時)で行うこととする。

ウ また、アにかかわらず、次のi)からiii)までのいずれかに該当する旨が医師の医学的な所見に基づき判断され、かつ、サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより福祉用具貸与が特に必要である旨が判断されている場合にあつては、これらについて、市町村が書面等確実な方法により確認することにより、その要否を判断することができる。この場合において、当該医師の医学的な所見については、主治医意見書による確認のほか、医師の診断書又は担当の介護支援専門員が聴取した居宅サービス計画に記載する医師の所見により確認する方法でも差し支えない。

i) 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に95号告示第二十五号のイに該当する者

(例 パーキンソン病の治療薬によるON・OFF現象)

ii) 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに95号告示第二十五号のイに該当することが確実に見込まれる者

(例 がん末期の急速な状態変化)

iii) 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から95号告示第二十五号のイに該当すると判断できる者

(例 ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避)

注 括弧内の状態は、あくまでもi)～iii)の状態の者に該当する可能性のあるものを例示したにすぎない。また、逆に括弧内の状態以外の者であっても、i)～iii)の状態であると判断される場合もありうる。

## 豊島区介護サービス事業者等指導及び監査実施要綱

〔平成25年4月1日〕  
保健福祉部長 決定

改正 平成19年 4月 1日  
全部改正 平成25年 4月 1日  
改正 平成30年 3月23日  
改正 令和2年 4月 1日

### (趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第23条、第42条第4項、第42条の3第3項、第45条第8項、第47条第4項、第49条第3項、第54条第4項、第54条の3第3項、第57条第8項、第59条第4項、第76条、第78条の7、第83条、第90条、第100条、第114条の2、第115条の7、第115条の17及び第115条の27並びに、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成23年6月22日法律第72号。）の規定による改正前の介護保険法（以下、「旧介護保険法」という。）第112条の規定に基づき、介護保険に係るサービス提供事業者及び介護保険施設等（以下「サービス事業者等」という。）に対して、国が定める実地指導の標準化・効率化等の運用指針（令和元年5月29日老指発0529第1号。以下「運用指針」という。）を基本とし、豊島区（以下、「区」という。）が行う指導及び監査について、必要な事項を定めるものとする。

### (指導及び監査の目的)

第2条 指導及び監査は、サービス事業者等に対して行う介護給付及び予防給付（以下、「介護給付等」という。）に係る居宅サービス等（以下、「介護給付等対象サービス」という。）の内容並びに介護給付等に係る費用（以下、「介護報酬」という。）の請求等に関し、法令、通達及び区が別に定める指導に係る基準（以下、指導基準等という。）に対する適合状況等について、個別に明らかにし、必要な助言及び指導又は是正の措置を講ずることにより介護給付対象サービスの質の確保と利用者保護及び保険給付の適正化を図ることを目的とする。

### (指導及び監査の対象)

第3条 この要綱に基づく指導及び監査の対象は、次に掲げるサービス事業者等とする。

(1) 指定居宅サービス事業者



- (2) 指定地域密着型サービス事業者
- (3) 指定地域密着型介護予防サービス事業者
- (4) 指定居宅介護支援事業者
- (5) 指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院及び指定介護療養型医療施設
- (6) 指定介護予防サービス事業者
- (7) 居宅介護及び介護予防のための住宅改修を行う者等
- (8) 指定介護予防支援事業者
- (9) 上記第1号から第6号まで、及び前号に掲げる者の特例によりサービスを行う者

(指導方針)

第4条 指導は、介護給付等対象サービスの取扱い及び介護報酬の請求等に関する事項について周知徹底させるとともに、指導基準等に照らし改善の必要があると認められる事項については、適切な助言及び指導を行うことを方針とする。

(指定市町村事務受託法人)

第4条の2 区は、実地指導にあたり、法第23条に基づく文書の提出等について、法第24条の2第1項第1号に規定されている指定市町村事務受託法人に対し、業務の一部を委託することができる。

(指導形態等)

第5条 指導の形態は、次に定めるとおりとする。

(1) 集団指導

指導の対象となるサービス事業者等を、必要な指導の内容に応じ、一定の場所に集めて講習等の方法により行う。

(2) 実地指導

原則として、次に掲げる指導の対象となるサービス事業者等の事業所において行う。

- ① 一般指導 区が単独で行うもの
- ② 合同指導 区が厚生労働省又は東京都等と合同で行うもの

(指導対象の選定基準)

第6条 指導は、全てのサービス事業者等を対象とする。ただし、重点的かつ効率的な指導を行う観点から、選定については、次に掲げる選定基準及び一定の計画に基づいて実施する。

(1) 集団指導の選定基準

介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬請求の内容、制度改正内容及び過去の指導事例等指導内容に応じて選定する。

ただし、第3条第2号、第3号、第4号及び第8号に該当する事業者については、別

に定める基準により選定するものとする。

(2) 実地指導の選定基準

① 一般指導

ア 毎年度、国の示す指導重点事項に基づき、サービス事業者等を選定する。

イ その他、特に一般指導が必要と認められるサービス事業者等を選定する。

② 合同指導

ア 一般指導の対象としたサービス事業者等の中から選定する。

- 2 サービス事業者等に対し、都道府県及び他の区市町村が一般指導等を行った結果、特に問題が認められなかったサービス事業者等については、当該年度における実地指導は省略して差し支えないものとする。

(指導の実施方針及び実施計画)

第7条 指導を効率的かつ効果的に実施するため、指導の重点事項及び指導目標等を掲げる指導実施方針（以下、「実施方針」という。）を、毎年度、別に定めるものとする。

- 2 前項に規定する実施方針に基づき、当該年度の指導班の編成及び実地指導の規模等を含む実施計画を別に作成するものとする。この場合において、実地指導の効率化及び頻度向上を図る観点から、区は、同一所在地又は近隣に所在する事業所に対する実地指導を可能な限り同日又は連続した日程で行うことができるよう配慮しなければならない。

- 3 前項後段に定める配慮を行ってもなお、十分な実地指導の頻度を確保することが難しい場合には、過去の実地指導等において、運営上特に問題がないと認められる事業所に関しては、集団指導のみとすることを妨げない。

(指導の実施方法)

第8条 指導の実施方法は、次に定めるとおりとする。

(1) 集団指導

① 指導通知

指導対象となるサービス提供者等を決定したときは、あらかじめ集団指導の日時、場所、出席者、指導内容等を書面により当該サービス事業者等に通知する。

② 集団指導の方法

集団指導は、介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬の請求の内容、制度改革内容及び過去の指導事例等について、講習等の方式で行う。この場合において、集団指導に欠席したサービス事業者等には、当日使用した必要書類を送付する等必要な情報提供に努めるものとする。

(2) 実地指導

① 指導通知

指導の対象となるサービス事業者等を決定したときは、原則として1ヶ月前までに当該サービス事業者等に対し、実地指導の根拠規定、目的、日時場所、指導担当者、

準備すべき書類、及び当日の流れ等について、当該サービス事業者等に通知する。

② 指導方法

実地指導は、運用指針を基本とし、区が、第3条各号列記に定めるサービス事業者から、原則として標準確認文書を基に標準確認項目についてのみ確認を行う。ただし、当該サービス事業者が第13条に定める監査の対象と認められた場合は、この限りでない。

③ 標準確認文書

区は、標準確認文書において、利用者へのケアの質を担保する観点から、当該利用者に係るサービス提供記録等の確認を行う。この場合において、確認を行う利用者の記録は特に必要とする場合を除き、原則として3名以内とする。ただし、居宅介護支援事業所については、原則として介護支援専門員1人につき、1名又は2名の利用者につき記録の確認を行うものとする。

④ 指導結果の通知等

実地指導の結果、改善を要すると認められる事項及び介護報酬について、過誤による調整を要すると判断された場合には、後日、実地指導結果通知書（様式1）によりその通知を行うものとする。

⑤ 報告書の提出

当該サービス事業者等に対して、書面で通知した事項について、通知後30日以内に、改善状況報告書（様式2）により報告を求めるものとする。

⑥ 指導体制

2名以上の指導班を編成する。

（調査書等の提出）

第9条 実地指導にあたり、サービス事業者等に対してあらかじめ指導に必要な書類の提出を求めることができる。この場合において、求めることのできる書類は、原則として実地指導の前年度から直近の実績に係る書類1部とし、区が既に保有している文書については再提出を求めない。ただし、当該サービス事業者等が次条に定める監査の対象と認められた場合は、この限りでない。

（指導にかかる留意事項）

第9条の2

- 2 区は、実地指導にあたり、サービス事業者等に対しては法令及び基準に照らして客観的な指導を行うよう心がけ、担当者の主観による指導及び当該事業者等に対する前回の指導内容と根拠なく大きく異なる指導は行わない。
- 3 個々の指導内容については具体的な状況及び理由をよく聴取し、根拠規定及び当該既定の趣旨等について丁寧な説明を行ったうえで、改善が必要な事項に対する指導及びより質の高いケアを促す助言等について、事業者との共通認識が得られるよう配慮する。

4 介護サービスの質の向上を目指す観点から、区は、効果的な取り組みを行っている事業者又は事業所については積極的に評価し、他の事業者又は事業所へ紹介する等、指導の手法について工夫を行う。

(監査への変更)

第10条 実地指導中に次に該当する状況を確認した場合は、実地指導を中止し、直ちに監査を行うものができることとする。

- (1) 著しい運営基準違反が確認され、利用者及び入所者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断したとき
- (2) 報酬請求に誤りが確認され、その内容が著しく不正な請求と認められる場合

(監査方針)

第11条 監査は、介護給付等対象サービスの内容について、指定取消し等の各規定に該当する内容であると認められる場合又はその疑いがあると認められる場合（以下、「指定基準違反等」という。）、又は介護報酬の請求について、不正又は著しい不当が疑われる場合等において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を行うことを方針とする。

(監査の選定基準)

第12条 監査は、次に掲げる情報等から指定基準違反等があるときに行うものとする。

- (1) 要確認情報
  - ① 通報、苦情、相談等に基づく情報
  - ② 国民健康保険団体連合会（以下、「連合会」という。）、地域包括支援センター等へ寄せられる苦情
  - ③ 連合会及び保険者からの通報情報
  - ④ 介護保険適正化システムの分析から特異傾向を示す事業者
  - ⑤ 介護サービスの情報の公表に係る未実施情報
- (2) 実地指導において確認した情報

法第23条により指導を行った場合に、区が確認したサービス事業者等に係る指定基準違反等

(監査方法等)

第13条 指定基準違反等の確認について必要があると認めるときは、サービス事業者等に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、若しくは出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該サービス事業者等の当該指定に係る事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査（以下、「実地検査等」という。）を行うものとする。

2 指定権限が都道府県にあるサービス事業者等（法第76条、第90条及び第115条の

7並びに旧介護保険法第112条)及び都道府県が開設許可を与えるサービス事業者等(法第100条及び第114条の2)について、実地検査等を行う場合、事前に実施する旨の情報提供を都道府県に行うものとする。

この場合において、当該サービス事業者等の介護給付対象サービスに関して、複数の区市町村に関係があるときには、都道府県が総合調整を行うものとする。

3 指定基準違反等を認めるときは、書面により都道府県に通知を行うものとする。

この場合において、都道府県と区が同時に実地検査等を行っているときには、当該通知を省略することができるものとする。

(行政上の措置)

第14条 監査後の行政上の措置は、次に定めるところによる。

(1) 勧告

① サービス事業者等が厚生労働省令で定める人員、設備及び運営に関する基準に違反したことが確認された場合、法第78条の9、第83条の2、第115条の18及び第115条の28の規定に基づき当該サービス事業者等に対し、期限を定めて、書面により基準を遵守すべきことを勧告することができる。

② ①の規定による勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

③ ①の規定による勧告を受けた場合において、当該サービス事業者等は、期限内に書面により報告を行うものとする。

(2) 命令

① 前号の規定による勧告を受けたサービス事業者等が正当な理由がなく当該勧告に係る措置をとらなかったときは、法第78条の9、第83条の2、第115条の18及び第115条の28の規定に基づき当該サービス事業者等に対し、期限を定めて、当該勧告に係る措置をとるべきことを命令することができる。

② ①の規定による命令をした場合には、その旨を公示しなければならない。

③ ①の規定による命令を受けた場合において、当該サービス事業者等は期限内に書面により報告を行うものとする。

(2) 指定の取消し等

法第78条の10、第84条、第115条の19及び第115条の29のいずれかに該当する場合においては、当該サービス事業者等に係る指定を取消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力の停止をすることができる。

(4) 行政上の措置の公表等

監査の結果、前項の規定による指定取消し等の処分を行ったときは、法の規定に基づき速やかにその旨を公示する。

この場合において、法第78条の11第4号、115条の20第3号に該当する場合は、その旨を東京都知事に対し届け出る。

(聴聞等)

第15条 監査の結果、当該指定地域密着型サービス事業者が、取消し処分等に該当すると認められる場合は、監査後、取消し処分等の予定事業者に対して、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項各号に基づき、聴聞又は弁明の機会の付与を行う。ただし、同条第2項各号のいずれかに該当するときは、これらの規定は通用しないものとする。

(経済上の措置)

第16条 監査後の経済上の措置は、次に定めるとおりとする。

- (1) 監査の結果、介護給付等対象サービスの内容又は介護保険報酬の請求に関し、不正又は不当の事実が認められ、これに関する返還金が生じた場合には、法第22条第3項に基づき不正利得の徴収等を行うものとする。
- (2) 連合会に連絡し、当該サービス事業者等に支払うべき介護報酬から前号に規定する返還金を控除させるよう措置するものとする。
- (3) 返還金の対象となった介護報酬に係る要介護者等が支払った自己負担額に過払いが生じている場合には、監査対象となったサービス事業者等に対して、当該自己負担額における過払いを要介護者等に返還するよう指導するものとする。

(指定取消し等の処分ができる事由)

第17条 指定基準に従った適正な運営が行われておらず、指定取消し等処分ができる事由は、次に定めるとおりとする。

- (1) 法第78条の10第1項各号に該当する場合
- (2) 法第84条第1項各号に該当する場合
- (3) 法第115条の19第1項各号に該当する場合
- (4) 利用者の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがある場合

(都道府県への通知)

第18条 指導又は監査を行った結果、次に該当すると認める時は、その旨を当該事業所の所在地の都道府県知事に通知する。

- (1) 法第74条第1項、第88条第1項、第97条第2項、第111条第2項及び第115条の4第1項で定める員数を満たしていない場合
- (2) 法第74条第2項、第88条第2項、第97条第3項、第111条第3項及び第115条の4第2項並びに旧介護保険法第110条第2項に規定する基準に従った適正な運営がなされていない場合
- (3) 法第77条第1項、第92条第1項、第104条第2項、第114条の6第2項及び第115条の9第1項各号並びに旧介護保険法第114条第1項のいずれかに該当する場合
- (4) 法第100条第3項及び第114条の2第3項に該当する場合

- (5) 法第70条第8項の規定により指定を行うに当たって付された条件に従わない場合
- (6) 法第74条第5項、第88条第5項、第97条第6項、第111条第6項、第115条の4第5項に規定する便宜の提供を行っていない場合

(区市町村への通知)

第18条の2 指導又は監査を行った結果、次に該当すると認める時は、その旨を当該事業所の所在地の区市町村長に通知する。

- (1) 法第81条第1項で定める員数を満たしていない場合
- (2) 法第81条第2項に規定する基準に従った適正な運営がなされていない場合
- (3) 法第84条第1項各号のいずれかに該当する場合
- (4) 法第81条第5項に規定する便宜の提供を行っていない場合

(関係機関等との連携)

第19条 指導の効果を高めるために、東京都及び他の保険者並びに連合会との連携を図るものとする。

2 指導等の実施状況等については、必要に応じて厚生労働省及び東京都に報告するものとする。

(情報提供)

第20条 指導結果の通知、勧告及び命令を行った場合は、その内容についてサービス事業者等の事業活動区域に該当する他の区市町村（保険者）への情報提供を行うとともに、出来る限り利用者保護の観点から開示を行う。

(その他)

第21条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(様式1)

## 実地指導結果通知書

令和 年 月 日 ( ) 実施

\_\_\_\_\_ : (事業所名)

項目	改善が望まれる事項
その他	気づいた点



(様式2)

## 改善状況報告書

事業所名： \_\_\_\_\_

事業種別： \_\_\_\_\_

作成担当者： \_\_\_\_\_

項目	改善状況または方策	改善時期

## 令和2年度豊島区介護サービス事業者等に関する 指導実施方針・実施計画

介護保険における指導監督については、平成18年4月に施行された改正介護保険法において、「指導」と「監査」が明確に区分された。

これを受けて「介護保険施設等の指導監督について」（平成18年10月23日付老発1023001号老健局長通知。以下、「指導監査指針」という。）においても、「指導」と「監査」の役割を明確に区分したため、本区においても平成19年度以降は、これらの指導監査指針に基づき、「指導」と「監査」を適切に活用し、介護保険制度のより適切な運営の確保に努力してきたところである。

平成19年2月には、厚生労働省より実地指導に関する詳細な「介護保険施設等実地指導マニュアル」（以下、「指導マニュアル」という。）が示された。また、高齢者虐待防止や身体拘束禁止を目的とする「運営指導」と、介護報酬基準の遵守を目的とする「報酬請求指導」であり、事業者チェック中心の指導から利用者サービスの質の向上を目指す指導に主眼が変更されているが、本区においては「指導監査指針」を基に継続的に実地指導を実施してきた。

平成30年3月28日に「指導監査指針」が改正され、令和元年5月には、厚生労働省より「実地指導の標準化・効率化等の運用指針」が示された。令和2年度においてもそれらの内容に沿った実地指導を継続する。

### 1 指導実施方針

#### 1-1 指導目標

利用者の自立支援及び尊厳の保持を念頭に置き、制度管理・介護給付サービスの適正化とより良いケアの実現に向けて介護サービス事業者のサービスの質の確保・向上を図る。

#### 1-2 指導形態

指導形態は、次の2種類とする。

##### 1-2-1 集団指導

適正なサービスを提供するための介護サービス事業者に対する必要な情報伝達のためであり、制度の周知や理解の促進を図るとともに、報酬・請求に係る過誤や不正を防止するため講習等の方法により随時実施する。

##### 1-2-2 実地指導

「指導マニュアル」「事業種別自己点検表」等を活用し、サービスの質の向上を図る観点から、介護サービス事業者の取組みに対して支援的指導を行う。

平成30年度以降における介護保険法等の改正に伴い、介護サービス事業者は介護報酬請求に係る改正内容の趣旨をはじめ、介護保険制度への十分な理解が必要である。引き続き、介護サービス事業者に対し、改正内容の周知徹底を図る必要があるため、令和2年度の実地指導については、以下に示す方法で行うこととする。

##### 1-2-2-1 実地指導における重点項目

介護保険事業者が健全かつ適正な運営ができるように、以下の項目を重点的に指導する。

###### ① 運営指導

- i 人員基準に関する指導及び高齢者虐待防止について
- ii アセスメントの実施及び分析結果の質の向上及びその記録について
- iii 介護サービス事業所の従業者等に係る記録の整備について
- iv モニタリングの実施及び記録による実施状況の把握等について
- v 管理者の責務について

#### ア. 指定居宅介護支援事業所

以下に掲げる項目について、重点的に指導する。

- (1) 指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等の重要事項の説明
- (2) 利用者の解決すべき課題（ニーズ）の把握並びに課題分析の実施について
  - (ア) 日常生活上の能力の有無
  - (イ) 既に受けているサービスの把握
  - (ウ) 介護者の状況の把握
  - (エ) (ア)から(ウ)を踏まえて利用者を取り巻く環境等を評価した内容
  - (オ) 生活の質を維持・向上させていく上で生じている問題点
  - (カ) 生活全般の解決すべき課題（ニーズ）の把握
- (3) 医療系サービス位置付け時に係る主治の医師等との連携について
- (4) 生活援助中心型の指定訪問介護を位置付けた際の必要性の確認について
- (5) 福祉用具貸与及び特定福祉用具販売の居宅サービス計画への反映について

#### イ. 指定地域密着型サービス事業所及び指定居宅サービス事業所

以下に掲げる項目について、重点的に指導する。

- (1) 居宅サービス計画に基づいたサービス提供の実施

#### ウ. 指定福祉用具貸与事業所及び指定特定福祉用具販売事業所

以下に掲げる項目について、重点的に指導する。

- (1) 福祉用具貸与計画書のケアマネジャーへの交付

- ② 介護報酬の改定に伴う加算・減算に係る報酬請求
- ③ 前回実地指導時に改善報告がある場合は、その改善点の経過

### 1-3 指導対象

指導は、区内全ての事業者等を対象とするが、必要に応じて区外事業者等を対象とする。なお、効率的かつ重点的に指導を行う観点から、一定の計画に基づいて事業者等を選定する。

#### 1-3-1 集団指導の対象

集団指導は、介護給付等の対象サービスの取扱い、介護報酬請求の内容、制度改正の内容及び過去の指導事例等に基づく内容に応じて、居宅サービス事業者等を選定して行う。

#### 1-3-2 実地指導の対象

- ① 一般指導は、毎年度、国の示す指導重点項目に基づき、区は重点的に指導する事業者等を選定し行う。
- ② 合同指導は、都道府県又は他の区市町村と合同で実地指導をする必要がある事業者等を選定し行う。区外事業者等も対象となる。

## 1-4 指導体制

区は指導の実施にあたり、必要な人員体制を確保する。また、介護保険法に規定されている指定市町村事務受託法人に業務の一部を委託することができる。個別ケアの実現に向けて事業者・事業所・従業者に対し、厚生労働省令、告示等に定める介護給付等サービスの取り扱い、介護報酬の請求等に関する事項について周知徹底させるため、文書その他物件の提出、提示を依頼し、質問、照会する。なお、文書量削減のため、「実地指導の標準化・効率化等の運用指針」に従い、事前に提出を依頼する書類は必要最低限とする。

## 1-5 指導から監査への変更基準

実地指導中に「豊島区介護サービス事業者等指導及び監査実施要綱第10条（監査への変更）」に該当する状況を確認した場合は、実地指導を中止し、直ちに監査を行うことができる。

## 2 指導実施計画

指導は、選定した次の事業者等を対象に行う。詳細は、「実地指導実施日一覧・予定表」により、別途定める。ただし、東京都実地検査同行等やむを得ない事情により、日程変更が行われる場合もある。

### 2-1 集団指導対象事業者

- ① 指定地域密着型サービス事業者
  - i 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
  - ii 夜間対応型訪問介護
  - iii 認知症対応型通所介護
  - iv 小規模多機能型居宅介護
  - v 認知症対応型共同生活介護
  - vi 地域密着型通所介護
- ② 指定居宅介護支援事業者
- ③ 指定居宅サービス事業者
  - i 訪問介護
  - ii 通所介護
  - iii 福祉用具貸与・特定福祉用具販売
- ④ その他集団指導を実施すべき事情が発生した事業者等

### 2-2 実地指導対象事業者

- ① 重点指導介護事業者
  - i 居宅介護支援
  - ii 訪問介護
  - iii 通所介護
  - iv 福祉用具貸与・特定福祉用具販売
  - v 地域密着型通所介護
  - vi 認知症対応型通所介護
  - vii 認知症対応型共同生活介護

- ② 指定地域密着型サービス事業者
  - i 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
  - ii 夜間対応型訪問介護
  - iii 小規模多機能型居宅介護
- ③ 介護保険施設
  - i 指定介護老人福祉施設
  - ii 指定介護老人保健施設
- ④ その他実地指導を実施すべき事情が発生した事業者等

## 2-3 指導通知方法

### 2-3-1 集団指導

豊島区ケア倶楽部への掲載、FAX等による開催通知を基本とするが、緊急を要する時（早急な伝達を必要とするものなど）は、電話等口頭により行う場合もある。

### 2-3-2 実地指導

- ① 実地指導の実施は文書による通知を基本とするが、緊急を要する時（苦情、内部告発等早急に実地指導を行った方がよい場合など）は、電話等口頭により行う場合もある。自己点検表等の提出書類は豊島区ケア倶楽部に掲載の様式集よりダウンロードする方法で行う（通知文に明記する）。その環境のないもの、豊島区ケア倶楽部に未登録の事業所は、その都度対処をする。
- ② 都合により指導日程を変更する場合、原則として、事業所の都合による変更は認めないものとする。ただし、事業所の大きなイベント、管理者等実地指導参加関係者の冠婚葬祭等やむを得ない理由と判断したものは、指定市町村事務受託法人との日程調整も含め保険者が決めるものとする。東京都及び他区市町村との合同実地指導等、保険者側のやむを得ない理由によるものは、双方で日程調整を行うものとする。